

## 山形県卓越技能者等表彰推薦関係書類

No	項 目	頁
1	山形県卓越技能者等表彰要綱	1
2	山形県卓越技能者等表彰推薦基準要領	4
3	山形県卓越技能者等表彰の推薦にあたって（留意事項）	5
4	卓越技能者の表彰に係る留意点について	6
5	職業部門、職業分類及び職種（例示）	8
6	山形県卓越技能者等被表彰候補者の推薦に係る提出書類及び提出期限一覧	17
7	様式第1（要綱第3条第1項第1号該当）卓越技能者 推薦調書	19
8	様式第2（要綱第3条第1項第2号該当）卓越技能の育成・継承事業所等 推薦調書	21
9	様式第3（要綱第3条第2項第1号該当）職業能力開発短期大学校等関係功労者 推薦調書	25
10	様式第4（要綱第3条第2項第2号該当）認定職業訓練施設関係功労者 推薦調書	27
11	様式第5（要綱第3条第2項第3号該当）認定職業訓練優良事業所等 推薦調書	29
12	様式第6（要綱第3条第2項第4号該当）技能検定関係功労者 推薦調書	35
13	様式第7の1（要綱第3条第2項第5号該当）技能検定優良事業所等 推薦調書（共通）	37
	様式第7の2（要綱第3条第2項第5号該当）（事業所用）	38
	様式第7の3（要綱第3条第2項第5号該当）（団体用）	40
14	様式第8の1（要綱第3条第2項第6号該当）技能振興優良事業所等 推薦調書（共通）	43
	様式第8の2（要綱第3条第2項第6号イ該当）（大会協力事業所用）	44
	様式第8の3（要綱第3条第2項第6号イ該当）（大会協力団体用）	46
	様式第8の4（要綱第3条第2項第6号ロ該当）（処遇関係事業所用）	49
	様式第8の5（要綱第3条第2項第6号ハ該当）（処遇関係団体用）	51
15	様式第9（要綱第3条第3項第1号該当）技能競技大会成績優秀者 推薦調書	55
16	様式第10（要綱第3条第3項第2号該当）技能競技大会選手育成功労者 推薦調書	56
17	様式第11の1（要綱第3条第3項第3号該当）技能競技大会選手育成優良事業所等 推薦調書（共通）	58
	様式第11の2（要綱第3条第3項第3号イ該当／指導）（事業所用）	59
	様式第11の3（要綱第3条第3項第3号イ該当／指導）（団体用）	60
	様式第11の4（要綱第3条第3項第3号ロ該当／出場）（事業所用）	62
	様式第11の5（要綱第3条第3項第3号ロ該当／出場）（団体用）	63
18	承諾書	65

## 山形県卓越技能者等表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、優秀な技能者や職業能力開発に功労のあったものを、山形県表彰規則（昭和24年4月県規則第26号。以下「規則」という。）に基づき表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させることをもって技能水準の向上を図るとともに、職業能力開発の重要性を認識させることを目的とする。

### (表彰)

第2条 知事は、卓越技能関係、職業能力開発関係、技能競技大会関係について、それぞれ表彰を行う。

### (被表彰者)

第3条 卓越技能関係の表彰は、次により行う。

(1) 卓越技能者の表彰は、次のいずれにも該当する者に対して行う。

- イ 卓越した技能を有する者
- ロ 技能を通して労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- ハ 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- ニ 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者で、規則第3条の2の各号に該当しないもの

(2) 卓越技能の育成・継承の事業所表彰は、次のいずれにも該当する事業所及び団体に対して行う。

- イ 卓越技能者が在籍する事業所又は団体
- ロ 技能者の育成と技能継承を積極的に行い、他の模範と認められる事業所又は団体
- ハ 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好で、規則第3条の2の各号に該当しないもの

2 職業能力開発関係の表彰は、次により行う。

(1) 県立の職業能力開発短期大学校及び県立の職業能力開発校（以下「職業能力開発短期大学校等」という。）の関係者の功労者表彰は、次のいずれにも該当する者に対して行う。

- イ 職業能力開発短期大学校等に対する財産の寄付、施設の拡充、協力、援助等により特に職業能力の開発に功労のあった者
- ロ 日常行為等において、一般社会人の模範と認められる者で、規則第3条の2の各号に該当しないもの

(2) 認定職業訓練施設関係者の功労者表彰は、次のいずれにも該当する者に対して行う。

- イ 認定職業訓練施設の運営に当たっている者、校長、指導者で現に職業能力の開発の業務を行っている者
- ロ 表彰年度の6月1日現在において、職業能力の開発について通算して10年以上従事し、かつ、特に功労があった者
- ハ 勤務実績、日常行為等において、一般社会人の模範と認められる者で、規則第3条の2の各号に該当しないもの

(3) 認定職業訓練の優良事業所等表彰は、次のいずれにも（ただし、ロ及びハについては、いずれかに。）該当する事業所及び団体に対して行う。

- イ 表彰年度の6月1日現在において、認定職業訓練を通算して10年以上実施し、かつ、訓練の実施状況が極めて優良で他の模範と認められる事業所又は団体
- ロ 長期間の訓練課程の訓練生が表彰年度の6月1日現在において、10人以上（団体は1訓練科10人以上）の事業所又は団体

- ハ 短期の訓練課程の訓練生が前年度において、100人以上修了し、表彰年度の訓練生が100人以上の実施計画がある事業所又は団体
  - ニ 前年度における訓練生の平均出席率が80%以上である事業所又は団体
  - ホ 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好な事業所又は団体で、規則第3条の2の各号に該当しないもの
- (4) 技能検定の関係者の功労者表彰は、次のいずれにも該当する者に対して行う。
- イ 表彰年度の6月1日現在において、技能検定委員として、通算して10年以上従事し、かつ、顕著な功績があったと認められる者
  - ロ 勤務実績、日常行為等において、一般社会人の模範と認められる者で、規則第3条の2の各号に該当しないもの
- (5) 技能検定の優良事業所等表彰は、次のいずれにも該当する事業所及び団体に対して行う。
- イ 表彰年度の6月1日現在において、技能検定の実施に関し、通算して10年以上の貢献があり、かつ、他の模範と認められる事業所又は団体
  - ロ 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好で、規則第3条の2の各号に該当しないもの
- (6) 技能振興の優良事業所等表彰は、次のいずれにも（ただし、イ、ロ及びハについては、いずれかに。）該当する事業所及び団体に対して行う。
- イ 表彰年度の6月1日現在において、技能五輪全国大会、技能五輪国際大会、技能グランプリ、その他技能振興に資する大会等の運営に関し、通算して10年以上の貢献があり、かつ、他の模範と認められる事業所又は団体
  - ロ 表彰年度の6月1日現在において、技能労働者の処遇・地位向上に関し、通算して10年以上の貢献があり、かつ、他の模範と認められる事業所
  - ハ 表彰年度の6月1日現在において、構成事業所に対する労働者の処遇・地位向上に関し、通算して10年以上の貢献があり、かつ、他の模範と認められる団体
  - ニ 規則第3条の2の各号に該当しないもの
- 3 技能競技大会関係の表彰は、次により行う。
- (1) 技能競技大会の成績優秀者表彰は、次のいずれにも該当する者に対して行う。
- イ 技能グランプリ若しくは技能五輪全国大会において銅賞以上を受賞した者又は若年者ものづくり競技大会において一位を受賞した者
  - ロ 勤務実績、日常行為等において、一般社会人の模範と認められる者で、規則第3条の2の各号に該当しないもの
- (2) 技能競技大会選手育成の功労者表彰は、次のいずれにも該当する者に対して行う。
- イ 表彰が行われる日において、技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のため、通算して10年以上指導し、かつ、顕著な功績があったと認められる者
  - ロ 勤務実績、日常行為等において、一般社会人の模範と認められる者で、規則第3条の2の各号に該当しないもの
- (3) 技能競技大会選手育成の優良事業所等表彰は、次のいずれにも（ただし、イ及びロについては、いずれかに。）該当する事業所及び団体に対して行う。
- イ 表彰が行われる日において、技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のため、通算して10年以上指導し、かつ、顕著な功績があったと認められる事業所又は団体
  - ロ 表彰が行われる日において、技能五輪全国大会において3回連続又は通算して10回以上選手を出場させ、かつ、顕著な功績があったと認められる事業所又は団体
  - ハ 規則第3条の2の各号に該当しないもの

4 過去に同一の理由により知事表彰若しくは大臣表彰を受賞したものの又は叙勲若しくは褒章を受章したものは、表彰の対象から除くものとする。

5 本表彰に該当するものを推薦できるのは、市町村の長、山形県職業能力開発協会会長及びその他関係団体等の長とする。(ただし、技能検定及び技能競技大会選手育成に係る推薦は、山形県職業能力開発協会会長に限る。)

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回表彰状を授与して、その功績をたたえるものとする。

(委員会)

第5条 表彰者の決定は規則第6条の規定によるものとし、表彰審査委員会への諮問にあたっては、山形県卓越技能者等表彰委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞くものとする。

2 委員会は、委員9名以内で組織する。

3 委員は、学識経験者及び関係団体代表者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、非常勤とする。

5 委員の互選により選出された会長が、委員会の会務を総理する。

6 委員会の事務局は、産業労働部雇用・産業人材育成課内に置く。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 山形県卓越技能者等表彰推薦基準要領

山形県卓越技能者等表彰要綱（平成 18 年 4 月 24 日施行。以下「要綱」という。）に基づく表彰の推薦に関し必要な事項を下表のとおり定める。

要綱規定	推薦基準等
第 3 条第 1 項第 1 号イ 「卓越した技能を有する者」	次のいずれにも該当する者。 (1) 全国規模の競技大会で入賞経験がある者、全国規模の業界団体から技能に係る表彰や資格認定（全技連マイスター、伝統工芸士等）を受けた者又は特に高度な技能（第一人者、新技法考案等）を有する者。 (2) 技能検定職種にあつては、原則 1 級以上を取得している者。 (3) 所在市町村で類似の技能表彰制度がある場合、当該表彰を受けている者。
第 3 条第 1 項第 1 号ロ 「技能を通して労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者」	次のいずれかに該当する者。 (1) 業界団体の役員として、産業発展に貢献した者。 (2) ものづくりマイスター、技能検定員その他公的な委員・指導員等として、後進の指導育成に貢献した者。 (3) その他の社会貢献活動により、業界の発展に大きく貢献した者。
第 3 条第 1 項第 2 号イ 「卓越技能者」	表彰年度の 6 月 1 日現在において、卓越した技能者（現代の名工）として表彰されたことがある者
第 3 条第 1 項第 2 号ロ 「技能者の育成と技能継承を積極的に行い、他の模範と認められる」	表彰年度の 6 月 1 日現在において、地域や業界における技能の継承に関し、通算して 10 年以上の貢献があり、かつ、他の模範と認められること
第 3 条第 3 項第 1 号イ 「技能グランプリ若しくは技能五輪全国大会において銅賞以上※を受賞した者、又は若年者ものづくり競技大会において一位を受賞した者」	※銅賞以上 銅賞以上を複数回受賞した場合は、前回より上位の賞を受賞した場合のみ、複数表彰を可とする。ただし、金賞の場合は、受賞のたび表彰を可とする。
第 3 条第 3 項第 2 号イ 「表彰が行われる日において、技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のため、通算して 10 年以上指導※し、かつ、顕著な功績があったと認められる者」	※10 年以上指導 複数の事業所が参加する合同練習会等において、延べ 10 年以上にわたって指導し、表彰年度において現に指導した者。
第 3 条第 3 項第 3 号イ 「表彰が行われる日において、技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のため、通算して 10 年以上指導※し、かつ、顕著な功績があったと認められる事業所又は団体」	※10 年以上指導 複数の事業所が参加する合同練習会等において、延べ 10 年以上にわたって指導し、表彰年度において現に指導した事業所又は業界団体。
第 3 条第 3 項第 3 号ロ 「表彰が行われる日において、技能五輪全国大会において 3 回連続※ <sup>1</sup> 若しくは通算 10 回以上※ <sup>2</sup> 選手を出場させた団体」	※1（3 回連続） 平成 28 年度の山形大会以降、3 回連続して出場させた事業所（教育・訓練機関を除く。以下同じ。）で、表彰年度において現に選手を出場させた事業所。（表彰の翌年度以降、更に連続 3 回出場させた場合は複数表彰を可とする。） ※2（10 回以上） 平成 10 年度以降、延べ 10 回以上選手を出場させた事業所。（複数表彰は不可とする。）

## 山形県卓越技能者等表彰の推薦にあたって（留意事項）

### 1 山形県知事表彰に係る候補者

- (1) 原則として、推薦の際、現に県内に住所を有する個人又は県内に事務所等を有する法人、その他団体であること。
- (2) 推薦基準は、別添「山形県卓越技能者等表彰推薦基準要領」に留意すること。
- (3) 表彰区分「卓越技能者」については、当該技能において県内で第一人者と目されている者など、真に卓越した技能者であるとともに、別紙「卓越技能者の表彰に係る留意点について」に留意して推薦すること。

### 2 推薦者数

卓越技能者の被表彰候補者の推薦数は、原則として1つの職種について1名とする。

### 3 選考方法

山形県卓越技能者等表彰委員会の意見を聴くとともに、山形県表彰審査委員会に諮問し、その答申に基づいて表彰者を決定する。

### 4 表彰式日程

令和7年2月以降（予定）

### 5 その他

- (1) 全国又は県域規模の団体等がある職種については、原則、その団体等の県代表者等から御推薦ください。なお、市町村単独推薦（団体推薦がないもの）については、その関係する団体の県代表者の同意書（様式任意）を添付願います。
- (2) 被表彰候補者の推薦に当たっては、特に他の技能者の模範とするに欠けるところがないかについて十分確認するとともに、推薦後において模範とするに欠ける事実が生じた場合は、速やかに連絡願います。  
また、推薦後、現役性の変更（死亡、病気等）及び身分上の変動（転職、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更を生じた場合にも同様とします。
- (3) 被表彰候補者の個人情報（氏名、年齢、職種、就業先、技能功績概要、顔写真）及び事業所・団体の代表者氏名を公表しますので、あらかじめ被表彰候補者（事業所・団体にあつては代表者）の同意を得、別添個人情報公表にかかる承諾書の提出をお願いします。
- (4) 推薦書類の各様式については、山形県のホームページ（雇用・産業人材育成課「令和6年度山形県卓越技能者等表彰候補者の推薦を募集します」）に掲載しておりますので、御活用ください。

## 卓越技能者の表彰に係る留意点について

### 1 技能的職業の範囲等

- (1) 本表彰を受けることができる者の従事する職業は、技能的職業であれば、製造業、建設業をはじめ、全ての産業に属する職業が含まれるものであること。
- (2) 技能的な側面はあるもののその者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上、技術者とみなされる者は、推薦の対象から除外されるものであること。

### 2 被表彰候補者の推薦に当たっての留意事項

- (1) 被表彰候補者として推薦する者（以下「被表彰推薦候補者」という。）の選定にあたっては、広く本制度を周知していただき、該当者の推薦を依頼する等により、従来推薦した職業の者のみならず、広く適格者の把握に努めるものとし、特に周知の方法については、各団体の広報誌等を十分に活用するなど、その効果的な周知を図っていただきたいこと。
- (2) 前回までに被表彰推薦候補者として市町村長から推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかった者については、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦して差し支えないものであること。
- (3) 被表彰推薦候補者の現役性については、特に、高齢者の場合、現役性に問題がある場合が多いので、慎重に事前の調査を行い、現役性のある技能者であるか否かを確認し、現役性に欠ける者の推薦を行うことのないよう留意するとともに、調書（様式第2の2）の「現役性」欄について具体的に記入すること。
- (4) 表彰選考の際、職種を4つのグループに分け、それぞれのグループから均等に受賞者を出すよう配慮するようにしたことから、特に、製造業1に着目して積極的に推薦していただきたいこと。

・「製造業1」（機械・精密機械・電機・電子など）

・「製造業2」（1以外の食品・衣類・家具・その他業種）

・「建築関係」（大工・左官・石工・建具など）

・「その他」（伝統工芸、調理、理美容などのサービス、その他）

- (5) 被表彰推薦候補者の推薦に当たっては、業界の規模が小さい、あるいは業界団体としてまとまりに欠ける等から結果として目が届きにくくなっているような職種についても着目して、積極的に推薦していただきたいこと。
- (6) 提出期限は厳守のこと。

(7) 被表彰推薦候補者の提出書類については、被表彰候補者の選考審査に当たっての重要かつ唯一の資料であるので、次の点に留意して作成すること。

ア 現住所、本籍、生年月日、氏名（ふりがな）は、必ず住民票で確認すること。

イ 本名簿の記載事項と調書（様式第2の1）の記載事項が相違することのないよう留意すること。

ウ 「職業部門」欄には、その者の有する技能に関する職種が属する別表に定める職業部門の番号を記入すること。

エ 全国・東北規模の競技会・展示会等のない職種においても優秀な技能者であることを判断するため、下記の項目を設けていること。

①同業団体や企業内の技能競技大会などの入賞内容

②同業団体や企業内の優秀技能者としての顕彰内容

オ 「技能の概要」欄は、技能の中で「何が卓越しているか」のみならず、卓越している技能の内容について具体的に説明いただくとともに、その技能が優れている理由や、その状況証拠を中心に具体的に、かつ、わかりやすく丁寧に説明すること。

なお、添付書類（技能程度及び功績を立証又は説明することができる資料、写真など）を参照させることによる説明方式は避け、その内容等を簡潔に記載すること。また、添付書類については調書の記載内容の裏付けとなるものであるから、調書との関連がわかるように整理すること。

カ 「功績・貢献の概要」欄は、候補者の有する技能に基づく産業・社会等への功績・貢献を中心に具体的に記入し、団体の役員として活動の状況のみ記入することがないようにすること。なお、団体の役職員歴を記載する場合には、団体名、期間、役職名を記入すること。

キ 作成に当たっては、別添の記載例を参考にすること。

(8) 受賞者については個人情報（氏名、年齢、職種、就業先、技能功績概要、顔写真）を公表するので、別添個人情報公表にかかる承諾書を提出すること。



## 別表

### 職業部門、職業分類及び職種（例示）

- 1 本表に掲げる職種（１）及び（２）は、厚生労働省編職業分類の小分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が２職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種（１）	職種（２）
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製銑工、製鋼工	①製銑工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど） 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工（金属） 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉍石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工（工芸的なものを除く）、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等	
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等	
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等	
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等	
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)	
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等	
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等	
	2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工	
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工	
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工	
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工	
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等	
	5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
			(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
			(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
(4) 電子応用機械器具組立工			①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
(5) 電気通信設備作業員		①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員	
(6) 電気工事作業員		①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等	
6 1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工	
	(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工	
	(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等	
	(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(5) 輸送用機械器具修理工 (自動車を除く)	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)、②他に分類されない輸送用機械器具検査工 (自動車を除く)、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く) 等
7	1 染色・糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精錬・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工 (衣服以外)、④特殊ミシン縫製工 (衣服以外)、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工 (布製)、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工 (衣服)、⑥特殊ミシン縫製工 (衣服) 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井・ボーリング機械運転工
		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
			等
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
		(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
			塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
	4 土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工(段ボールを除く)、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
	3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTP オペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ(凸)版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
	4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚げ等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等
		(7) 食品加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工
14	2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
		(2) 製粉工	①製粉工
		(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
		(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等
14	3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等
		(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工、④飲料・たばこ検査工 等
15	1 生活衛生サービスの職業	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師	①美容師
		(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
		(3) 畳工	①畳工 等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
		(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員 等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工(鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど)、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工(工芸的なもの)、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工 等
20	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
		(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)、②ソフトウェア開発技術者(組込・制御系)、③ソフトウェア開発技術者(汎用機系)、④プログラマー 等
		(3) システム運用管	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリテ



部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		理者	イエンジニア 等
		(4) 通信ネットワーク技術者	① 通信ネットワーク技術者 等
		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者、②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等
21	1 定置機関・機械運転の職業	(1) ボイラーオペレーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①原子力技術者(開発)、②鉱山開発技術者、③採鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	3 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	(1) 1～20部門及び21部門の1～3に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等

山形県卓越技能者等被表彰候補者の推薦に係る提出書類及び提出期限一覧（その1）

①卓越技能者	②卓越技能の育成・継承の事業所等	③職業能力開発短期大学等関係功労者
<p>1 推薦調書（様式第1）</p> <p>2 写真（カラー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺判（正面・上半身・脱帽）1枚 （裏面に市町村名、氏名を記入）</li> <li>・作品・作業風景等 数枚 （A4版の用紙に貼付し、調書と関連付けた説明を加えること。）</li> </ul> <p>3 功績及び技能の立証、説明用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の大きさにそろえること。</li> <li>・調書と関連付けて整理すること。</li> </ul> <p>4 住民票写（本籍の記載があるもの）</p> <p>5 承諾書</p> <p>6 専門用語等説明資料（必要な場合）</p> <p>7 その他説明資料</p> <p>※市町村は上記に刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。</p>	<p>1 推薦調書（様式第2）</p> <p>2 功績の立証、説明用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の大きさにそろえること。</li> <li>・調書と関連付けて整理すること。</li> </ul> <p>3 組織図及び定款の写し</p> <p>4 代表者の承諾書</p> <p>5 代表者の生年月日及び本籍地を明示した書類（任意様式可）</p> <p>6 その他説明資料</p> <p>※市町村は上記に代表者の刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。 （代表者が他市町村の場合は不要です）</p>	<p>1 推薦調書（様式第3）</p> <p>2 写真（カラー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺判（正面・上半身・脱帽）1枚 （裏面に市町村名、氏名を記入）</li> </ul> <p>3 功績の立証、説明用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の大きさにそろえること。</li> <li>・調書と関連付けて整理すること。</li> </ul> <p>4 住民票写（本籍の記載があるもの）</p> <p>5 承諾書</p> <p>6 その他説明資料</p> <p>※市町村は上記に刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。</p>
④認定職業訓練施設関係功労者	⑤認定職業訓練優良事業所等	⑥技能検定関係功労者
<p>1 推薦調書（様式第4）</p> <p>2 写真（カラー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺判（正面・上半身・脱帽）1枚 （裏面に市町村名、氏名を記入）</li> </ul> <p>3 功績の立証、説明用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の大きさにそろえること。</li> <li>・調書と関連付けて整理すること。</li> </ul> <p>4 住民票写（本籍の記載があるもの）</p> <p>5 承諾書</p> <p>6 その他説明資料</p> <p>※市町村は上記に刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。</p>	<p>1 推薦調書（様式第5）</p> <p>2 功績の立証、説明用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の大きさにそろえること。</li> <li>・調書と関連付けて整理すること。</li> </ul> <p>3 組織図及び定款の写し</p> <p>4 代表者の承諾書</p> <p>5 代表者の生年月日及び本籍地を明示した書類（任意様式可）</p> <p>6 その他説明資料</p> <p>※市町村は上記に代表者の刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。 （代表者が他市町村の場合は不要です）</p>	<p>1 推薦調書（様式第6）</p> <p>2 写真（カラー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺判（正面・上半身・脱帽）1枚 （裏面に市町村名、氏名を記入）</li> </ul> <p>3 功績の立証、説明用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の大きさにそろえること。</li> <li>・調書と関連付けて整理すること。</li> </ul> <p>4 住民票写（本籍の記載があるもの）</p> <p>5 承諾書</p> <p>6 その他説明資料</p> <p>※市町村は上記に刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。</p>

山形県卓越技能者等被表彰候補者の推薦に係る提出書類及び提出期限一覧（その2）

⑦技能検定優良事業所等	⑧技能振興優良事業所等	⑨技能競技大会成績優秀者
1 推薦調書（様式第7） 2 功績の立証、説明用資料 ・ A4版の大きさにそろえること。 ・ 調書と関連付けて整理すること。 3 組織図及び定款の写し 4 代表者の承諾書 5 代表者の生年月日及び本籍地を明示した書類（任意様式可） 6 その他説明資料 ※市町村は上記に代表者の刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。 （代表者が他市町村の場合は不要です）	1 推薦調書（様式第8） 2 功績の立証、説明用資料 ・ A4版の大きさにそろえること。 ・ 調書と関連付けて整理すること。 3 組織図及び定款の写し 4 代表者の承諾書 5 代表者の生年月日及び本籍地を明示した書類（任意様式可） 6 その他説明資料 ※市町村は上記に代表者の刑罰調書を添付して総合支庁に推薦してください。 （代表者が他市町村の場合は不要です）	1 推薦調書（様式第9） 2 写真（カラー） ・ 名刺判（正面・上半身・脱帽）1枚 （裏面に市町村名、氏名を記入） 3 功績及び技能の立証、説明用資料 ・ A4版の大きさにそろえること。 ・ 調書と関連付けて整理すること。 4 住民票写（本籍の記載があるもの） 5 承諾書 6 その他説明資料
⑩技能競技大会選手育成功労者	⑪技能競技大会選手育成優良事業所等	<提出期限など>
1 推薦調書（様式第10） 2 写真（カラー） ・ 名刺判（正面・上半身・脱帽）1枚 （裏面に市町村名、氏名を記入） 3 功績の立証、説明用資料 ・ A4版の大きさにそろえること。 ・ 調書と関連付けて整理すること。 4 住民票写（本籍の記載があるもの） 5 承諾書	1 推薦調書（様式第11） 2 功績の立証、説明用資料 ・ A4版の大きさにそろえること。 ・ 調書と関連付けて整理すること。 3 組織図及び定款の写し 4 代表者の承諾書 5 代表者の生年月日及び本籍地を明示した書類（任意様式可） 6 その他説明資料	1 提出期限 令和6年9月10日（火） 推薦者→市町村 令和6年9月18日（水） 市町村→総合支庁 令和6年9月25日（水） 総合支庁→雇用・産業人材育成課 ※第62回技能五輪全国大会の成績優秀者及び技能競技大会選手育成に係る推薦書 <u>山形県職業能力開発協会は、令和6年11月29日（金）まで、山形県産業労働部雇用・産業人材育成課へ推薦書を1部提出すること。（市町村経由を要しない）</u> 2 提出先 候補者の住民票（事業所等の場合は所在地）がある市町村の商工労政主管課 3 提出部数 3部（市町村控1部、総合支庁控1部含む）

### 卓越技能者 推薦調書

市	町	村	名	職 業 部 門	職 種 名 ( 1 )	職 種 名 ( 2 )		
ふりがな氏名 (雅号等)		職 歴			在 職 期 間		在職年月数	重複を除く年月数
					年	月	日	年
生年月日		明治 大正 昭和 年 月 日( 歳) 男・女 平成 (令和6年6月1日現在の年齢)						
現住所		〒  TEL						
就業地	事業所名			事業所全体の 従業員数 ( 人)	現職については、令和6年6月1日をもって終期とすること。			
	所在地	〒  TEL						
表  彰					免許・資格等	免許・資格等名	取得年月	
高度熟練技能者	全技連マイスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技能検定	技能士の名称	取得年月	
年度認定	年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会				
業種	職種	職種	職種	職種				
職種		第 位	第 位	第 位				

## 卓越技能者 推薦調書

市 町 村 名	職 業 部 門	職 種 名 (1)	ふ り が な 氏 名 ( 雅 号 等 )		
卓 越 し た 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要	後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性		
過去の推薦回数			推 薦 者 又 は 推 薦 団 体 及 び 推 薦 理 由	(所在地又は住所) 〒	TEL
年度	年度	年度			
年度	年度	年度			
年度	計			回	
推薦順位等				(推薦理由)	
推薦順位					位
推薦総数					名
選考対象者総数			名		

様式第2の1（要綱第3条第1項第2号該当）事業所用

卓越技能の育成・継承事業所等 推薦調書

(ふりがな) 事業所名		設立 年月日	年 月 日
所在地	〒  TEL	代表者名	役職名 氏名  (生年月日 年 月 日)
従業員数	名		
事業内容			
事業所の沿革 (創立、合併 分離、組織 及び名称の 変更等)			
事業所内の 主な表彰歴			
推薦者 又は 推薦団体 及び 推薦理由	(所在地又は住所) 〒  (名称又は代表者氏名)	TEL	
	(推薦理由)		

- (注) 1 事業所名は、正式な名称を記入すること。  
 2 「推薦理由」欄には、卓越技能の育成・継承に当たっての取組状況を総括的に記入すること。

在籍する卓越した技能者（現代の名工）について									
(ふりがな) 氏名	職歴			在職期間			在職 年月数		
生年月日	年	月	日		年	月	日	年	月
現住所	〒				TEL				
職種名									
受賞年月日	年	月	日						
<b>これまでの実績</b> (地域や業界における技能継承の取組み等、他の模範と認められる具体的内容について詳しく記載してください。)									

様式第2の3（要綱第3条第1項第2号該当）団体用

卓越技能の育成・継承事業所等 推薦調書

(ふりがな) 団体名		団体設立 年月日	年 月 日
所在地	〒  TEL	代表者名	役職名 氏名 (生年月日 年 月 日)
構成員数	名		
事業内容			
団体の沿革			
団体内の 主な表彰歴			
推薦者 又は 推薦団体 及び 推薦理由	(所在地又は住所) 〒  TEL (名称又は代表者氏名)		
	(推薦理由)		

- (注) 1 団体名は、正式な名称を記入すること。  
 2 「推薦理由」欄には、卓越技能の育成・継承に当たっての取組状況を総括的に記入すること。



様式第2の4（要綱第3条第1項第2号該当）団体用

在籍する卓越した技能者（現代の名工）について							
(ふりがな) 氏名			職歴		在職期間		在職 年月数
生年月日	年	月	日		年	月	日
現住所	〒						
	TEL						
職種名							
受賞年月日	年	月	日				
<b>これまでの実績</b> （地域や業界における技能継承の取組み等、他の模範と認められる具体的内容について詳しく記載してください。）							

**職業能力開発短期大学等関係功労者 推薦調書**

職 作	種 業	職 歴	在 職 期 間 (いつからいつまで)		
ふりがな			年	月	日
氏名			自		
生年月日	男・ ( 年 月 日 歳) 女		至		
最終学歴	( 年 月 )				
現住所	〒  TEL				
就 業 地	事業所名  〒  所在地  TEL				
免 許 ・ 資 格 等		現地位・職名	職 務 内 容		
免許・資格名					
取得年月日					
被表彰歴					

(注) 1 免許・資格等は、技能に関連したものとする。

2 職歴は、事業所の名称、職場における職務内容・地位・役職等の異なるごとに、簡潔に記載すること。

3 被表彰歴は、その名称、交付年月日及び交付者職氏名を記載すること。

様式第3の2

推 薦 理 由	
推 薦 者 名	〒 (住所) (名称・代表者) (電話)

(注) 推薦理由はできるだけ詳しく具体的に記載すること。

**認定職業訓練施設関係功労者 推薦調書**

職 作	種 業	職 歴	在 職 期 間 (いつからいつまで)		
ふりがな			年	月	日
氏名			自		
生年月日	男・ ( 年 月 日 歳) 女		至		
最終学歴	( 年 月 )				
現住所	〒  TEL				
就 業 地	事業所名				
	所在地	〒  TEL			
免 許 ・ 資 格 等		現地位・職名	職 務 内 容		
免許・資格名					
取得年月日					
被表彰歴					

- (注) 1 免許・資格等は、技能に関連したものとする。  
 2 職歴は、事業所の名称、職場における職務内容・地位・役職等の異なるごとに、簡潔に記載すること。  
 3 被表彰歴は、その名称、交付年月日及び交付者職氏名を記載すること。

様式第4の2

推 薦 理 由	
推 薦 者 名	〒 (住所) (名称・代表者) (電話)

(注) 推薦理由はできるだけ詳しく具体的に記載すること。

## 認定職業訓練優良事業所等 推薦調書

1. 事業所名又は団体名（ふりがな）
  
2. 事業主名又は代表者名（ふりがな）
  
3. 事業所又は団体の主たる事務所の所在地（ふりがな）、郵便番号及び電話番号
  
4. 認定職業訓練施設の名称（ふりがな）
  
5. 認定職業訓練開始年月日
  
6. 被表彰歴
  
7. 推薦理由
  
8. 推薦者  
〒  
（住所）  
（名称・代表者）  
（電話）

- (注) 1 事業所名又は団体名は、正式な名称を記入すること。  
2 被表彰歴は、認定職業訓練のみに限定せず、職業能力開発関係全般におけるものとする  
こと。また、表彰状又は感謝状の別、表彰者、表彰年月日及び事由を明確に記入すること。  
3 「推薦理由」欄には、認定職業訓練に当たっての協力状況を総括的に記入すること。

9. 事業の種類及び労働者数（令和6年6月1日現在）

事業の種類（産業中分類）	事業所数（団体の場合のみ）	労働者数
合 計		

（注）「事業の種類」欄は、日本標準産業分類の中分類により記入することとし、団体の場合は、構成事業所の事業の種類別に事業所数及び労働者数を記入すること。

10. 認定職業訓練修了者数（過去3年間）

区 分	長期間課程訓練生	短期間課程訓練生	計
令和3年度修了者数	名	名	名
令和4年度修了者数	名	名	名
令和5年度修了者数	名	名	名
合 計	名	名	名

11. 長期間の訓練課程の訓練実施状況

(1) 訓練科別訓練生数及び職業訓練指導員等数（令和6年6月1日現在）

訓 練 科	訓 練 生 数				職 業 訓 練 指 導 員 等 数
	第1年度	第2年度	第3年度	合 計	
科	名	名	名	名	名

- （注）1 「訓練生数」欄及び「職業訓練指導員等数」欄については、訓練科別に訓練生数及び指導員等数を記入すること。  
 2 職業能力開発促進法施行規則別表に基づき行われる訓練については、「訓練科」欄に『標準』と記入すること。  
 3 外部講師を雇い入れている場合は、「職業訓練指導員等数」欄にその数を内数として（ ）書きすること。

## (2) 教科の科目数及び訓練時間（令和6年4月1日現在）

訓練科名及び 主要な教科名	区 分		教科 の数	訓 練 時 間							
				第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度		計	
				集合		集合		集合		集合	
( 科 年 )	系基礎	学科									
		実技									
	専 攻	学科									
		実技									
合 計											

- (注) 1 集合して行う訓練時間数は内数で記入すること。  
 2 職業能力開発促進法施行規則別表に基づき行われる訓練については、「訓練科」欄に『標準』と記入すること。  
 3 教科名については、その訓練科で主要な専攻学科について記入すること。  
 4 本表については、訓練科ごとに作成すること。

## (3) 集合訓練実施状況

訓 練 の 曜 日 及 び 時 間 帯	備 考

## (4) 訓練生の出席状況及び定着状況（令和5年度実績）

区分	訓練年度			
	第1年度	第2年度	第3年度	計
訓 練 生 数 (A)	名	名	名	名
延 訓 練 時 間 数 (B)	時間	時間	時間	時間
延 出 席 時 間 数 (C)	時間	時間	時間	時間
出 席 率 (C) / (B)				%
各訓練年度修了後の退(休)職者数 (D)	名	名	名	名
定 着 率 (A) - (D) / (A)				%



12. 短期間の訓練課程の訓練実施状況

(1) 職業能力開発促進法施行規則別表に基づき行われる訓練（令和6年度実施計画）

訓練科（課程別）	訓練時間		1回当たりの 計画訓練生数	計画回数	訓練実施 時間帯 (曜日)	職業訓練 指導員等数	備考
		集合					
合計			—		—		

- (注) 1 課程別であって、訓練科目の中にコースがある場合にはコースごとに記入すること。  
 2 集合して行う訓練時間数は内数で記入すること。  
 3 「合計」欄には、訓練総時間数及び訓練総数を記入すること。  
 4 「備考」欄については、この表彰に値する事項（例えば、前年度技能検定合格率等を記入すること。

(2) 職業能力開発促進法施行規則別表以外の訓練（令和6年度実施計画）

訓練科（課程別）	訓練時間		1回当たりの 計画訓練生数	計画回数	訓練実施 時間帯 (曜日)	職業訓練 指導員等数	備考
		集合					
合計			—		—		

(注) (1)に同じ。

(3) 訓練生の出席状況及び訓練実行状況（令和5年度実績）

区 分	令和5年度	区 分	令和5年度
延訓練時間数 (A)	時間	延訓練計画時間数 (C)	時間
延出席時間数 (B)	時間	延訓練時間数 (A)	時間
出席率 (B) / (A)	%	実行率 (A) / (C)	%

13. 訓練施設及び設備の状況

(1) 学科訓練施設の状況

教室別の面積	収容人員	訓練生1人当たり面積	所有・借用の別	施設指定関係

(注) 「施設指定関係」欄には、「定時制高等学校との連携技能教育施設」、「電気工事士養成施設」等に指定又は認定されている場合など、その指定又は認定の種類及び指定又は認定の年月日を記入すること。

(2) 実技訓練施設設備の状況（集合訓練を行う施設及び設備の状況）

実習場別の面積	実習用の主な機械名と台数

(注) 「実習用の主な機械名と台数」欄には、実施している訓練科で用いる主要な機器等について記入すること。

14. その他

項目ごとに認定職業訓練施設の活動内容等を行事の内容等を含めて具体的に記入すること。

(1) 認定職業訓練の振興や訓練施設の地位向上のために、訓練実施主体として何か行っているか。

- (2) 認定職業訓練を優秀な成績で修了し、他の訓練生の模範となる者に対し、表彰等の行事を行っているか。  
あるいは、訓練生大会、レクリエーション大会又は訓練生を励ます会等の行事を行っているか。
- (3) 職業訓練指導員の資質の向上を図ることを目的とした研修等を行っているか。
- (4) O J Tによる訓練（分散訓練）をどのような方法で把握しているのか。
- (5) 訓練の実施に当たって技能習得が遅れている、又は休んでいる訓練生に対して、中途退校者を出さないように補講等の特別な配慮をしているか。
- (6) 職業訓練の運営管理組織（認定職業訓練の訓練計画をたてる部門、関係の事務を処理する部門、訓練の実施に当たる部門等に区別し、相互の関係が判別できるよう簡単に適宜図示すること。なお、この場合その人員及び専任、兼任の別を記入すること。）
- (7) 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守状況を記入すること。
- (8) 当該事業所又は団体の職業訓練の実施状況等に関する既存の印刷物、写真等があれば添付すること。

**技能検定関係功労者 推薦調書**

職 種 作 業			職 歴	在 職 期 間 (いつからいつまで)			
ふりがな				年	月	日	
氏 名				自			
生年月日	年	月		日			
	男・女			( 歳 )			
最終学歴				( 年 月 )			
現住所	〒			TEL			
就 業 地	事業所名						
	所在地	〒		TEL			
免 許 ・ 資 格 等			現地位・職名	職 務 内 容			
免許・資格名							
取得年月日							
被表彰歴							

- (注) 1 免許・資格等は、技能に関連したものとする。
- 2 職歴は、事業所の名称、職場における職務内容・地位・役職等の異なるごとに、簡潔に記載すること。
- 3 被表彰歴は、その名称、交付年月日及び交付者職氏名を記載すること。

様式第6の2

推 薦 理 由	
推 薦 者 名	〒 (住所) (名称・代表者) (電話)

(注) 推薦理由はできるだけ詳しく具体的に記載すること。

### 技能検定優良事業所等 推薦調書

1. 事業所名又は団体名（ふりがな）
  
2. 事業主名又は代表者名（ふりがな）
  
3. 事業所又は団体の主たる事務所の所在地（ふりがな）、郵便番号及び電話番号
  
4. 被表彰歴
  
5. 推薦理由
  
6. 推薦者  
〒  
（住所）  
（名称・代表者）  
（電話）

- （注）
- 1 事業所名又は団体名は、正式な名称を記入すること。
  - 2 被表彰歴は、技能検定関係のみに限定せず、職業能力開発関係全般におけるものとする。また、表彰状又は感謝状の別、表彰者、表彰年月日及び事由を明確に記入すること。
  - 3 「推薦理由」欄には、技能検定実施に当たっての協力状況を総括的に記入すること。

1. 労働者数及び事業の種類

労働者数	現場一般従業員数	名	うち技能士数 (特級 名、1級(単一等級) 名、2級 名、3級 名)
	職長等	名	うち技能士数 (特級 名、1級(単一等級) 名、2級 名、3級 名)
	合計	名	うち技能士数 (特級 名、1級(単一等級) 名、2級 名、3級 名)
事業の種類			

- (注) 1 「職長等」欄は、課長○名、係長○名、班長○名等、職名ごとに記入すること。  
 2 「事業の種類」欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
 3 複数の職種・作業で技能士資格を持つ者については、重複計上はせず、有する技能士資格のうち最も上位の等級で1名と計上すること。

2. 技能検定受検者数（過去5年間）

区分	計	特級	1級(単一等級)	2級	3級
令和元年度 (職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和2年度 (職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和3年度 (職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和4年度 (職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和5年度 (職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
累計	( )	( )	( )	( )	( )

- (注) 1 ( ) 内には合格者数を記入すること。  
 2 「職種、作業」欄は名称を記入すること。なお、同じ年度であっても職種、作業ごとに作成すること。

3. 技能検定受検に関する便宜供与（受検手数料の会社負担、受検時の出勤扱い、講習会の実施等についてその措置の内容）

便宜供与措置の種類	実施状況	備考

- (注) 1 「備考」欄には、措置開始年度等を記入すること。  
 2 内容のわかる参考資料を添付すること。

4. 技能検定合格者（技能士）に対する優遇措置状況

(1) 賃金体系上の措置（昇給、一時金の支給等）

(注) 技能士手当等を支給している場合には、その額等を記入すること。

(2) その他の処遇状況（職名の昇格等）

5. 技能検定試験場の提供、技能検定委員又は補佐員の派遣等技能検定実施に対する協力状況  
(過去5年間)

年 度	職種（作業）	会場提供 の有無	技能検定委員 の派遣	補 佐 員 の派遣	資材等 の供与	備 考
令和元年度			人	人		
令和5年度						
合計（延数）		※				

(注) 1 「職種（作業）」欄には、各年度における技能検定実施に対する協力職種（作業）名を記入し、当該職種（作業）について、それぞれ会場提供の有無、技能検定委員派遣人数等を記入すること。

2 「合計（延数）」欄の※欄には、会場提供の有の延合計数を記入すること。

6. 技能コンクールの開催、援助等技能向上のための諸措置（過去5年間）

項 目	開催年月日	参加者数	実施状況	備 考

7. その他事業所において技能検定の促進、普及のためにとられている措置

措 置 内 容	実 施 状 況	備 考



1. 団体の会員数及び事業内容等

設立年月日 (許可年月日)		法的根拠 (主務官庁)	( )
会員数又は 基本財産	会員数 全従業員数 基本財産	名 千円	全従業員数のうち技能士数 特級 1級 (単一等級) 2級 3級 合計 名 名 名 名
年予算額		活動範囲	
事業内容		役職員構成	
沿革		備考	

- (注) 1 組織図及び定款を添付すること。  
 2 「設立年月日」欄には、公益法人のように主務官庁の許可を得る場合には、その許可年月日を( )書きすること。  
 3 「法的根拠」欄には、社団法人、任意団体等の別を明らかにし、法律に基づくものは、その法律名を記入し、( )内に主務官庁名を付記すること。  
 4 「会員数又は基本財産」欄の会員数には、連合団体の場合は、加盟団体数及び加盟団体の会員数を、それ以外については会員数を記入すること。また、全従業員数には、会員又は会員の雇用する労働者の合計を記入すること。なお、公益財団法人、一般財団法人又は財団法人については、基本財産を記入すること。  
 5 「年予算額」欄には、今年度予算額及びその予算の出所（例えば、補助金、会費等）を具体的に記入すること。  
 6 「活動範囲」欄には、実際に活動している範囲（全国、県、郡、市町村等）を記入すること。  
 7 「事業内容」欄には、事業の内容を具体的に記入すること。  
 8 「役職員構成」欄には、役職の名称とその員数、また、事務局がある場合には、職員数を記入すること。  
 9 「沿革」欄には、設立、合併、分離、組織及び名称の変更等を具体的に記入すること。  
 10 「備考」欄には、連合会等の上部組織がある場合に、加入しているかどうか、また、調査年月日及び補足事項等を記入すること。

2. 会員又は会員の雇用する労働者の技能検定受検者数（過去5年間）

区 分	計	特 級	1級(単一等級)	2 級	3 級
令和元年度 ( 職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和2年度 ( 職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和3年度 ( 職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和4年度 ( 職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
令和5年度 ( 職種 作業)	( )	( )	( )	( )	( )
累 計	( )	( )	( )	( )	( )

(注) 1 ( ) 内には合格者数を記入すること。

2 「職種、作業」欄には名称を記入すること。なお、同じ年度であっても職種、作業ごとに作成すること。

3. 技能検定受検に関する会員への指導等

(1) 技能検定推進に対する予算措置状況（過去5年間）

年 度	予 算 総 額	うち技能検定推進のための予算額	備 考
令和元年度		( %)	
令和2年度		( %)	
令和3年度		( %)	
令和4年度		( %)	
令和5年度		( %)	

(注) 1 ( ) 内には総額に占める割合を記入すること。

2 令和5年度決算報告書を添付すること。

(2) 会員への便宜供与（講習会等の実施について）

項 目	開 始 年 月 日	参 加 人 員	実 施 状 況	備 考

(注) 前年度の事業報告書及び必要な参考資料を添付すること。

4. 技能検定委員又は補佐員の派遣及び技能検定受検申請に係る援助の状況（過去5年間）

年 度	技能検定委員 の 派 遣	補佐員 の派遣	技能検定受検申請に係る援助状況	備 考
令和元年度	人	人		
令和5年度				
累 計				

- (注) 1 技能検定委員数及び補佐員数は、当該年度における延人数を記入すること。  
2 「備考」欄には、職種（作業）数を記入すること。

5. 技能コンクールの開催、援助等技能向上のための諸措置（過去5年間）

措 置	実 施 状 況	備 考

- (注) 「備考」欄には、実施年月日、参加人数等について記入すること。

6. 技能士に対する優遇措置

7. その他技能検定の普及促進のために団体が行っている活動

- (注) 6、7の項目について該当するものがある場合には、上記5の様式により記入すること。

## 技能振興優良事業所等 推薦調書

1. 事業所名又は団体名（ふりがな）
  
2. 事業主名又は代表者名（ふりがな）
  
3. 事業所又は団体の主たる事務所の所在地（ふりがな）、郵便番号及び電話番号
  
4. 被表彰歴
  
5. 推薦理由
  
6. 推薦者  
〒  
（住所）  
（名称・代表者）  
（電話）

- (注) 1 事業所名又は団体名は、正式な名称を記入すること。  
2 被表彰歴は、技能振興関係のみに限定しないこと。また、表彰又は感謝状の別、表彰者、表彰年月日及び事由を明確に記入すること。  
3 「推薦理由」欄には、技能振興に当たっての状況を総括的に記入すること。

1. 事業所概要

従業員数	名	うち技能士数	名
主要生産品名 及び事業内容			
事業所の沿革 （創立、合併 分離、組織 及び名称の 変更等）			

2. 技能競技大会（若年者ものづくり技能競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリ等）等の協力

(1) 技能競技大会等に対する協力の開始年度

技能競技大会等の名称	大会の主催者名	協力内容	協力開始年度
			終了年度

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「大会の主催者名」欄には、主催者及び共催者の名称を記入すること。  
 3 「協力内容」欄には、協力の内容を具体的に記入すること。  
 4 「協力開始年度／終了年度」欄には、協力を開始した年度及び終了した年度を記入すること。現在も協力が継続しているものについては、「終了年度」欄には、何も記入しないこと。  
 5 当該事業所が主催する大会等については、広く一般に参加者を募集しているもの又は広く一般に催事を公開しているものに限るものとする。

(2) 技能競技大会等に対する協力状況（過去5年間）

年 度	技能競技大会等の名称	協 力 内 容
令和元年度		
令  度		
令和5年度		

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「協力内容」欄には、運営委員又は競技委員等として派遣した人数、出展作品数等を含め、協力の内容を具体的に記入すること。

1. 会員数及び事業内容等

設立年月日 (許可年月日)		法的根拠 (主務官庁)	( )
会員数又は 基本財産	会員数 全従業員数 基本財産	会員 名	(うち技能士数 名)
年予算額		活動範囲	
事業内容		役職員構成	
沿革		備考	

- (注) 1 組織図及び定款を添付すること。  
 2 「設立年月日」欄には、公益法人のように主務官庁の許可を得る場合には、その許可年月日を( )書きすること。  
 3 「法的根拠」欄には、社団法人、任意団体等の別を明らかにし、法律に基づくものは、その法律名を記入し、( )内に主務官庁を付記すること。  
 4 「会員数又は基本財産」欄の会員数には、連合団体の場合は、加盟団体数及び加盟団体の全会員数を、それ以外については会員数を記入すること。また、全従業員数には、会員又は会員の雇用する労働者の合計を記入すること。なお、公益財団法人、一般財団法人又は財団法人については、基本財産を記入すること。  
 5 「年予算額」欄には、今年度予算額及びその予算の出所（例えば、補助金、会費等）を具体的に記入すること。  
 6 「活動範囲」欄には、実際に活動している範囲（全国、県、郡、市町村等）を記入すること。  
 7 「事業内容」欄には、事業の内容を具体的に記入すること。  
 8 「役職員構成」欄には、役職の名称とその員数、また、事務局がある場合には、職員数を記入すること。  
 9 「沿革」欄には、設立、合併、分離、組織及び名称の変更等を具体的に記入すること。  
 10 「備考」欄には、連合会等の上部組織がある場合に、加入しているかどうか、また、調査年月日及び補足事項等を記入すること。

2. 技能競技大会（若年者ものづくり技能競技大会、技能五輪全国大会、技能グランプリ等）等の協力

(1) 技能競技大会等に対する協力の開始年度

技能競技大会等の名称	大会の主催者名	協 力 内 容	協力開始年度
			終了年度

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「大会の主催者名」欄には、主催者及び共催者の名称を記入すること。  
 3 「協力内容」欄には、協力の内容を具体的に記入すること。  
 4 「協力開始年度／終了年度」欄には、協力を開始した年度及び終了した年度を記入すること。現在も協力が継続しているものについては、「終了年度」欄には、何も記入しないこと。  
 5 当該事業所が主催する大会等については、広く一般に参加者を募集しているもの又は広く一般に催事を公開しているものに限るものとする。

(2) 技能競技大会等に対する協力状況（過去5年間）

年 度	技能競技大会等の名称	協 力 内 容
令和元年度		
令		
度		
令和5年度		

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「協力内容」欄には、運営委員又は競技委員等として派遣した人数、出展作品数等を含め、協力の内容を具体的に記入すること。



3. 技能競技大会等の予算状況

(1) 技能競技大会等に対する予算措置状況（過去5年間）

年 度	予 算 総 額	うち技能競技大会等のための予算額	備 考
令和元年度		(       %)	
令和2年度		(       %)	
令和3年度		(       %)	
令和4年度		(       %)	
令和5年度		(       %)	

- (注) 1 (   ) 内には総額に占める割合を記入すること。  
 2 令和5年度決算報告書を添付すること。

(2) 技能競技大会等に対する予算措置開始状況

項 目	令和6年度予算措置金額  千円	開 始 年 度	備 考
		終 了 年 度	

- (注) 1 「項目」欄には、技能競技大会等の具体的名称を記入すること。  
 2 「開始年度／終了年度」欄には、予算措置を開始した年度及び終了した年度を記入すること。現在も予算措置が継続しているものについては、「終了年度」欄には、何も記入しないこと。  
 3 令和6年度の事業計画書の写しを添付すること。

1. 事業所概要

従業員数	名	うち技能士数	名
主要生産品名 及び事業内容			
事業所の沿革 （創立、合併 分離、組織 及び名称の 変更等）			

2. 管理職として処遇される職名及びその人数

役員（取締役）○名、本部長○名、部長○名、次長○名、工場長○名、所長○名、課長○名

3. 技能士の管理職への登用状況

年 度	技能士の管理職等への登用状況
令和元年 6月1日現在	
令和2年 6月1日現在	
令和3年 6月1日現在	
令和4年 6月1日現在	
令和5年 6月1日現在	

（注） 「技能士の管理職等への登用状況」欄には管理職相当の職名の具体的名称及びその人数を記入すること。

#### 4. 技能士の処遇及び地位向上の制度の導入時期

処遇及び地位向上の内容	導入年月

- (注) 1 「処遇及び地位向上の内容」欄及び「導入年月」欄は、制度の具体的項目ごとにその導入時期を記入すること。
- 2 実施している制度については、制度が明確にわかる書類を添付すること。

1. 団体の会員数及び事業内容等

設立年月日 (許可年月日)		法的根拠 (主務官庁)	( )
会員数又は 基本財産	会員数 全従業員数 基本財産	会員 名	(うち事業所 (うち個人会員 (うち技能士数 所) 名) 名) 千円
年予算額		活動範囲	
事業内容		役職員構成	
沿革		備考	

- (注) 1 組織図及び定款を添付すること。  
 2 「設立年月日」欄には、公益法人のように主務官庁の許可を得る場合には、その許可年月日を( )書きすること。  
 3 「法的根拠」欄には、社団法人、任意団体等の別を明らかにし、法律に基づくものは、その法律名を記入し、( )内に主務官庁を付記すること。  
 4 「会員数又は基本財産」欄の会員数には、連合団体の場合は、加盟団体数及び全会員数を、それ以外については会員数を記入すること。また、全従業員数には、会員又は会員の雇用する労働者の合計を記入すること。なお、公益財団法人、一般財団法人又は財団法人については、基本財産を記入すること。  
 5 「年予算額」欄には、今年度予算額及びその予算の出所（例えば、補助金、会費等）を具体的に記入すること。  
 6 「活動範囲」欄には、実際に活動している範囲（全国、県、郡、市町村等）を記入すること。  
 7 「事業内容」欄には、事業の内容を具体的に記入すること。  
 8 「役職員構成」欄には、役職の名称とその員数、また、事務局がある場合には、職員数を記入すること。  
 9 「沿革」欄には、設立、合併、分離、組織及び名称の変更等を具体的に記入すること。  
 10 「備考」欄には、連合会等の上部組織がある場合に、加入しているかどうか、また、調査年月日及び補足事項等を記入すること。

2. 技能コンクールの開催、援助等技能向上のための諸措置（過去5年間）

措 置	実 施 状 況	備 考

（注）「備考」欄には、実施年月日、参加人員等について記入すること。

3. 構成事業所に対する技能士の処遇及び地位向上についての指導広報の取組状況

（注）理事会又は役員会等の議事録を添付すること。

4. 技能士の処遇及び地位向上の制度を導入している構成事業所数の推移

処遇及び地位向上の内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	所	所	所	所	所

- (注) 1 「処遇及び地位向上の内容」欄は、具体的項目を記入すること。  
 2 各年度末現在の件数を記入すること。

5. 構成事業所における技能士の処遇及び地位向上の制度の導入状況

事業所名	制 度 導 入 の 内 容

(注) 代表例があれば記入すること。

**技能競技大会成績優秀者 推薦調書**

職 種	業	職 歴	在 職 期 間 (いつからいつまで)		
ふりがな			年	月	日
氏 名			自		
生年月日	年 月 日 ( 歳 )		至		
最終学歴	( 年 月 )				
現住所	〒  TEL				
就 業 地	事業所名				
	所在地	〒  TEL			
免 許 ・ 資 格 等		現地位・職名	職 務 内 容		
免許・資格名					
取得年月日					
被表彰歴					
推薦理由					
推薦者名	〒 (住所) (名称・代表者) (電話)				

- (注) 1 免許・資格等は、技能に関連したものとする。  
 2 職歴は、事業所の名称、職場における職務内容・地位・役職等の異なるごとに、簡潔に記載すること。  
 3 被表彰歴は、その名称、交付年月日及び交付者職氏名を記載すること。  
 4 大会成績を証明するものを添付すること。  
 5 推薦理由は、大会成績を総括的に記入すること。



技能競技大会選手育成成功労者 推薦調書

職 種 作 業			職 歴	在 職 期 間 (いつからいつまで)		
ふりがな				年	月	日
氏 名				自		
生年月日	年	月		日	至	
				(		)
				歳)		
最終学歴	( 年 月 )					
現住所	〒					
	TEL					
就 業 地	事業所名					
	所在地	〒				
	TEL					
免 許 ・ 資 格 等			現地位・職名	職 務 内 容		
免許・資格名						
取得年月日						
被表彰歴						
推薦理由						
推薦者名	〒 (住所) (名称・代表者) (電話)					

- (注) 1 免許・資格等は、技能に関連したものとする。  
 2 職歴は、事業所の名称、職場における職務内容・地位・役職等の異なるごとに、簡潔に記載すること。  
 3 被表彰歴は、その名称、交付年月日及び交付者職氏名を記載すること。  
 4 推薦理由は、選手育成にあたっての状況を総括的に記入すること。

様式第 10 の 2 (要綱第 3 条第 3 項第 2 号該当)

技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のための指導状況

年度	技能競技大会等の名称	指導内容	出場者数
			入賞者数

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「指導内容」欄には、合同練習会等の指導内容を具体的に記入すること。  
 3 「出場者数／入賞者数」欄には、育成者のうち大会等に出場した選手数及び入賞者数を記入すること。

## 技能競技大会選手育成優良事業所等表彰 推薦調書

1. 事業所名又は団体名 (ふりがな)
  
2. 事業主名又は代表者名 (ふりがな)
  
3. 事業所又は団体の主たる事務所の所在地 (ふりがな)、郵便番号及び電話番号
  
4. 被表彰歴
  
5. 推薦理由
  
6. 推薦者  
〒  
(住所)  
(名称・代表者)  
(電話)

- (注)
- 1 事業所名又は団体名は、正式な名称を記入すること。
  - 2 被表彰歴は、選手育成関係のみに限定しないこと。また、表彰又は感謝状の別、表彰者、表彰年月日及び事由を明確に記入すること。
  - 3 「推薦理由」欄には、選手育成に当たっての状況を総括的に記入すること。

様式第 11 の 2 (要綱第 3 条第 3 項第 3 号イ該当) (事業所用)

1. 事業所概要

従 業 員 数	名	うち技能士数	名
主要生産品名 及び事業内容			
事業所の沿革  〔 創立、合併 分離、組織 及び名称の 変更等 〕			

2. 技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のための指導状況

年度	技能競技大会等の名称	指導内容	出場者数
			入賞者数

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「指導内容」欄には、合同練習会等の指導内容を具体的に記入すること。  
 3 「出場者数／入賞者数」欄には、育成者のうち大会等に出場した選手数及び入賞者数を記入すること。

様式第 11 の 3（要綱第 3 条第 3 項第 3 号イ該当）（団体用）

1. 会員数及び事業内容等

設立年月日 (許可年月日)		法的根拠 (主務官庁)	( )
会員数又は 基本財産	会員数 全従業員数 基本財産	会員 名(うち技能士数 名)	名
年予算額		活動範囲	
事業内容		役職員構成	
沿革		備考	

- (注) 1 組織図及び定款を添付すること。  
 2 「設立年月日」欄には、公益法人のように主務官庁の許可を得る場合には、その許可年月日を( )書きすること。  
 3 「法的根拠」欄には、社団法人、任意団体等の別を明らかにし、法律に基づくものは、その法律名を記入し、( )内に主務官庁を付記すること。  
 4 「会員数又は基本財産」欄の会員数には、連合団体の場合は、加盟団体数及び加盟団体の全会員数を、それ以外については会員数を記入すること。また、全従業員数には、会員又は会員の雇用する労働者の合計を記入すること。なお、公益財団法人、一般財団法人又は財団法人については、基本財産を記入すること。  
 5 「年予算額」欄には、今年度予算額及びその予算の出所(例えば、補助金、会費等)を具体的に記入すること。  
 6 「活動範囲」欄には、実際に活動している範囲(全国、県、郡、市町村等)を記入すること。  
 7 「事業内容」欄には、事業の内容を具体的に記入すること。  
 8 「役職員構成」欄には、役職の名称とその員数、また、事務局がある場合には、職員数を記入すること。  
 9 「沿革」欄には、設立、合併、分離、組織及び名称の変更等を具体的に記入すること。  
 10 「備考」欄には、連合会等の上部組織がある場合に、加入しているかどうか、また、調査年月日及び補足事項等を記入すること。

2. 技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場のための指導状況

年度	技能競技大会等の名称	指導内容	出場者数
			入賞者数

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
 2 「指導内容」欄には、合同練習会等の指導内容を具体的に記入すること。  
 3 「出場者数／入賞者数」欄には、育成者のうち大会等に出場した選手数及び入賞者数を記入すること。

様式第 11 の 4 (要綱第 3 条第 3 項第 3 号ロ該当) (事業所用)

1. 事業所概要

従 業 員 数	名	うち技能士数	名
主要生産品名 及び事業内容			
事業所の沿革 ( 創立、合併 分離、組織 及び名称の 変更等 )			

2. 技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への出場状況

年度	技能競技大会等の名称	選手出場状況 (出場職種、選手氏名、入賞状況)

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
2 「選手出場状況」欄には、出場職種、選手氏名、入賞状況を記入すること。

様式第 11 の 5 (要綱第 3 条第 3 項第 3 号ロ該当) (団体用)

1. 会員数及び事業内容等

設立年月日 (許可年月日)		法的根拠 (主務官庁)	( )
会員数又は 基本財産	会員数 全従業員数 基本財産	会員 名 (うち技能士数 名)	千円
年予算額		活動範囲	
事業内容		役職員構成	
沿革		備考	

- (注) 1 組織図及び定款を添付すること。  
 2 「設立年月日」欄には、公益法人のように主務官庁の許可を得る場合には、その許可年月日を ( ) 書きすること。  
 3 「法的根拠」欄には、社団法人、任意団体等の別を明らかにし、法律に基づくものは、その法律名を記入し、( ) 内に主務官庁を付記すること。  
 4 「会員数又は基本財産」欄の会員数には、連合団体の場合は、加盟団体数及び加盟団体の全会員数を、それ以外については会員数を記入すること。また、全従業員数には、会員又は会員の雇用する労働者の合計を記入すること。なお、公益財団法人、一般財団法人又は財団法人については、基本財産を記入すること。  
 5 「年予算額」欄には、今年度予算額及びその予算の出所 (例えば、補助金、会費等) を具体的に記入すること。  
 6 「活動範囲」欄には、実際に活動している範囲 (全国、県、郡、市町村等) を記入すること。  
 7 「事業内容」欄には、事業の内容を具体的に記入すること。  
 8 「役職員構成」欄には、役職の名称とその員数、また、事務局がある場合には、職員数を記入すること。  
 9 「沿革」欄には、設立、合併、分離、組織及び名称の変更等を具体的に記入すること。  
 10 「備考」欄には、連合会等の上部組織がある場合に、加入しているかどうか、また、調査年月日及び補足事項等を記入すること。



2. 技能グランプリ、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への出場状況

年度	技能競技大会の名称	選手出場状況 (出場職種、選手氏名、入賞状況)

- (注) 1 「技能競技大会等の名称」欄には、正式な大会等の名称を記入すること。  
2 「選手出場状況」欄には、出場職種、選手氏名、入賞状況を記入すること。

# 承 諾 書

私は、令和6年度山形県卓越技能者等表彰を受賞した際には、氏名、年齢、職種、就業先、技能功績概要並びに顔写真などについて公表することを承諾します。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所

ふりがな

氏 名